

手元流動性

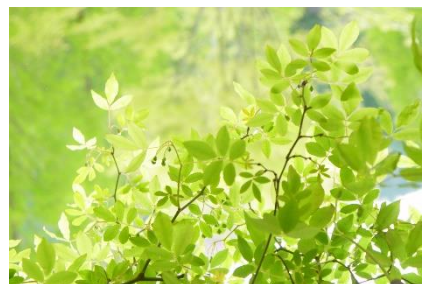
(株)あさひ合同会計 代表取締役 高木 正男

新型コロナウイルスで生活やビジネスに大きな影響が出ている方も多いと思います。世界経済に気を使っていた WHO がパンデミックと表現したのとほぼ同時に、先の見えない大問題と気付いた株式市場が大暴落となりました。通常の不安心要因なら利下げや資金供給、減税等の政策で鎮静に向かうのですが、発端が新型ウィルスの今回はワクチンの開発以外に打つ手が無いのではないかと考えます。ただ、ワクチンが見つかったとしても安全性を考慮して一般に使われるのは早くて1年かかってしまう。様々な自粛や人の移動の制限が延長されて、この全世界不況の長期化は避けて通れないでしょう。

こんな時、経営者がすべき行動は「最悪に備える」ことだと思います。自社の状況を冷静に判断し、最大の損失を想定してみる。そこで一番にとるべきは「手元流動性を厚くする」ことです。何が起こるか分からない時に頼りになるのは、すぐ使えるお金を持つことです。目先の資金不足なら勿論のこと、たとえ今は大丈夫でも借入ができるなら借入してでも資金を潤沢にしておく時と考えます。平常時なら借入は返済計画あってこそすべきものと言いますが、今は非常時です。皆が行動起こす前が望ましい。特効薬が開発されれば状況は必ず改善されるはずですが、継続できない事業者がたくさん出て流通やサプライチェーンが壊れて、より時間がかかることも予想されますが、需給バランスが崩れているので今でもマスク、トイレットペーパーやレトルト食品等々、不足している物は作れば売れる状態。こんな一昔前の好況時を思わせる状態が来るのでは、と考えています。今を潜り抜けて生き延びたものだけに明るい時が来るはずですが。それを信じて、これを読んでいただいている皆さんと耐え抜いた後、一緒に笑いたいものです。

政策公庫や保証協会を通じて政府が別枠借入を用意してくれています。銀行に遠慮なく相談しましょう。

締切の関係で3月15日現在で書いています。このコラムが公開される時にはワクチンが開発された報道があり収束が見えていたら嬉しいんですが。





～相続・事業承継あれこれ～

株価が下がった上場株式の生前贈与や相続

コロナショックの影響により多くの上場株式の株価が大幅に下落しています。
今月は株価が下がった上場株式の相続・生前贈与の考え方を整理します。

1. 株価が下がった上場株式の生前贈与

損切りはせず、長期保有で株価回復を待つという場合、株式を生前贈与する方法があります。
財産価値が下がるのはマイナスですが、税金の視点で考えた場合、贈与税の負担を抑えて
次世代に財産を渡せる良いタイミングです。

(贈与する時期の工夫)

株式を贈与するのは、3 カ月前からみて、株価が上がったタイミングが効果的です。

例えば、6 月 10 日に A 株式を贈与したとします。

その際、贈与日である 6 月 10 日時点を基準に、下記 4 つの時点のうち一番低い株価を
選択して贈与税を計算できます(下記 3 参照)。

《A株式の1株あたり株価の状況》

前々月(4月) 平均株価	前月(5月) 平均株価	当月(6月) 平均株価	6月10日 株価
800円	1,200円	900円	1,300円

贈与時点は1,300円ですが、
贈与税は800円で計算します

今回の事例では、6 月 10 日時点の 1,300 円の株式を 800 円で贈与できることになります。

2. 株価が下がった上場株式の相続

相続税の申告期限は亡くなった日(相続日)から 10 か月です。

例えば、令和元年 7 月 29 日に亡くなった場合、相続税の申告期限は令和 2 年 5 月 29 日です。

その間、株価が大幅に下がったとしても、令和元年 7 月 29 日時点を基準に評価します※。

「財産価値は下がっているのに、税金負担が重い…」と感じる原因の一つとなります。

※贈与同様、相続日を基準に 4 つの株価から選択できます(下記 3 参照)

(相続人に配偶者がいる場合の遺産分割の工夫)

配偶者には、所定の条件を満たせば、最低でも財産額 1.6 億円までの相続については、
納税が発生しない特例が設けられています。

相続時点で価値の高かった株式は(特例により相続税がかかりにくい)配偶者が
相続し、それ以外の財産を他の相続人が相続する、という工夫が考えられます。

3. 参考(上場株式を贈与又は相続する際の株価)

- ①課税時期(※)の日の最終株価
- ②課税時期(※)の月の毎日の最終株価の平均額
- ③課税時期(※)の前月の毎日の最終株価の平均額
- ④課税時期(※)の前々月の毎日の最終株価の平均額

左記①～④のうち最も低い
株価を選択できる

※ 贈与の場合は贈与日、相続の場合は相続日(亡くなった日)



ちょっと気になる経理処理



新型コロナウイルス感染症に関する助成金制度

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、事業者に向けた助成金が厚生労働省から発表されています。今回はその一部をご紹介します。

■雇用調整助成金(特例あり)

新型コロナウイルス感染症による受注量・客数の減少に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する。

対象事業主	雇用保険の適用事業主である 【特例により助成対象になるもの】 ・事業所設置後 1 年未満の事業主 ・最近 3 ヶ月の雇用量が対前年比で増加している。 ・前回支給対象期間の満了日から 1 年を経過していない。 ・雇用保険被保険者・派遣労働者数による雇用量を示す指標について、最近 1 ヶ月の月平均値が前年同期に比べて中小企業の場合は 10%を超えてかつ 4 人以上増加していない。
実施期間	休業等の初日が令和 2 年 1 月 24 日から令和 2 年 7 月 23 日までの間
受給額	補助率 2/3 対象労働者 1 日当たり日額上限 8,330 円

■新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

対象事業主	下記の①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主。 ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等(※)に通う子ども ※小学校等: 小学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所等
実施期間	令和 2 年 2 月 27 日～3 月 31 日の間に取得した休暇
支給額	休暇中に支払った賃金相当額 100% 対象労働者 1 人当たり日額上限 8,330 円(大企業、中小企業ともに同様)

■時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コースの特例)

	テレワークコースの特例	職場意識改善コースの特例
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業主
対象の取組	テレワーク用通信機器導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更 等	就労規則等の作成・変更、労務管理用機器等の購入・更新 等
要件	テレワークを実施した労働者が 1 人以上いる	労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する
実施期間	令和 2 年 2 月 17 日～令和 2 年 5 月 31 日	
支給額	補助率 1/2 1 企業当たりの上限額 100 万円	補助率 3/4 事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は 4/5 を助成 上限額 50 万円

※令和 2 年 3 月 10 日現在



こんなことやってます！

新型コロナウイルスに対する取り組み あさひ HP へ UP しました (2020.3.6 更新)

新型コロナウイルスが猛威を奮っていますね。

税理士事務所の弊社では、2～3 月は確定申告の追い込みで大忙しの時期です。

今回はコロナウイルスの影響から社員の健康と生活を守り、繁忙期を乗り切るためあさひ合同会計が取り組んでいることについてご紹介します！

1.時差出勤の活用

弊社は原則 9 時始業ですが、30 分刻みで 7 時～11 時の間で出勤する時差出勤制度を昨年から取り入れています。公共交通機関等で出勤する社員は、人混みを避けて出勤することが出来るので出勤時の感染リスクを抑えています。



2.小さなお子さんの臨時預り場所の提供

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため政府が全国の小中高校に臨時休校を要請したことを受け、預け先がなく働くことが難しい社員に会議室を提供し、みんなで見守りながら仕事ができる体制を整えました。

3.在宅勤務

弊社にはパート社員や時短正社員など様々な働き方があります。(この件はまた今後詳しく紹介させていただきます！)

例えば、時短正社員の方はマタニティで、今後の体調や働き方を考慮し、テレワークの準備を進めていました。この度感染のリスクを抑えるため早速テレワークを活用し、スムーズに在宅勤務に移行出来ています。

4.繁忙期でも体調を優先

確定申告期限が 4 月 16 日に延長されたことで、今は免疫力を落とさない様、早めに休息をとることを優先する方針を決定しました。弊社は 1 時間単位で有給申請が可能なため、体調に合わせて仕事を切り上げたり、混雑時を避けて病院に行くこともできます。

ただ、申告期限が伸びても、今後状況がどう変化するか分からないので、社員一同ギアを落とさず、皆様の申告をサポートさせていただいております！

最後に

この度、新型コロナウイルスの影響により、被害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

現在、国を挙げて感染拡大防止に取り組んでいます。マスクが不足していたり、感染者も増えていたり不安も多いですが、今自分が出来ること(手洗いや咳エチケット)を皆が意識することで未来は変わると信じています。この大局を乗り切って晴れやかな気持ちで東京オリンピック 2020 を迎えましょう！

☆令和元年分確定申告 振替納税期限延長のお知らせ

コロナウイルスの影響により、令和元年確定申告分の振替日が次のとおり延長となりました。

○ 所得税及び復興特別所得税 令和 2 年 5 月 15 日(金)

○ 消費税及び地方消費税 令和 2 年 5 月 19 日(火)

注1) 振替納税を初めて利用される方は、口座振替の依頼書を納税の期限までに所轄税務署または口座振替を利用する金融機関に提出していただく必要があります。

注2) 振替納税は申告期限までに申告書が提出された場合に限り利用することができます。

New Face☆

たけうち あやか
竹内 綾香 (令和 2 年 4 月 1 日 (株)あさひ合同会計入社)



3 月に下関市立大学経済学部経済学科を卒業し、このたび入社させていただきました竹内です。一つ一つ着実に仕事を覚えていき、会社に貢献できるよう精一杯頑張りますので、よろしくお願いいたします。